

経済産業省
デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
2024 年度 第 10 回 議事録

■ 開催概要

<日 時> 令和 6 年 11 月 29 日（金）16:00～18:00

<場 所> オンライン開催（Teams）

■ 出席者

<委員>（座長以下 50 音順）

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、善如委員、百歩委員、平山委員、増島委員、若江委員、和久井委員

<オブザーバー>

一般社団法人 EC ネットワーク 沢田理事

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事

一般社団法人日本新聞協会 デジタル広告部会 家口部会長

公益社団法人日本アドバタイザーズ協会・一般社団法人デジタル広告品質認証機構 小出専門研究員・事務局長

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 柳田事務局長

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 和知 ICT 委員会委員長

<関係省庁>

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 太田官

総務省 情報流通行政局 参事官室 山野参事官、元山補佐、中野官

情報流通振興課 情報流通適正化推進室 大内補佐、松原官

総合通信基盤局 電気通信事業部 利用環境課 大内課長、小玉補佐、高鍋係長、釣官

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、渋谷審議官、岩谷デジタル取引環境整備室長

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - ・利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果について
 - ・会合意見とりまとめ（案）について
3. 閉会

■ 配布資料

- 資料1 利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果
- 資料2－1 モニタリング会合意見とりまとめ（案） 【総合物販オンラインモール分野】
- 資料2－2 モニタリング会合意見とりまとめ（案） 【アプリストア分野】
- 資料3 モニタリング会合意見とりまとめ（案） 【デジタル広告分野】
- 資料4 モニタリング会合意見とりまとめ（案）に対する委員・オブザーバーの皆様からのご意見
- 参考資料 2024年度モニタリング会合とりまとめ報告書（案）の概括

■ 討議

○岩谷室長 ただいまより、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の第10回会合を開催させていただきます。

委員・オブザーバーの皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、武田委員、高倉委員、岸原オブザーバーは欠席、増島委員、和知オブザーバーは途中からの御参加と伺っております。

それでは、ここからの司会は座長の岡田先生にバトンタッチしたいと思います。岡田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田座長 座長の岡田でございます。本日も、お忙しい中、皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

早速でございますが、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、今年度のモニタリング会合の取りまとめに向けた議論を行っていただければと思っております。

まず最初に、総務省様からデジタル広告分野におけるパーソナルデータの取扱いについ

でのモニタリング結果を御報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○総務省 ありがとうございます。御紹介いただきました総務省利用環境課長の大内と申します。本日は、当省の取組を御報告させていただく機会をいただきまして誠にありがとうございます。

「利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果」について御報告させていただきたいと思います。

資料が共有されているかと思いますが、御覧いただけますでしょうか。

1 ページをめくっていただきまして、そもそも位置づけですけれども、総務省でもともとの電気通信事業における個人情報保護ガイドラインにおきまして、電気通信事業者による情報の取扱いについて、定期的にモニタリングを行って現状を把握してきたという営みがございます。

一方で、御案内のとおり、2021年4月に、デジタル広告市場の最終報告の中で、この透明化法に係るモニタリングと連携するとされておりますので、昨年度に続きまして、このデジタル広告分野における同法の規律対象となっておりますLINEヤフー、Meta、Googleの3社に対しまして、我々のほうでモニタリングを行ったところでございます。場所といたしましては、総務省有識者会議のワーキンググループの中で実施させていただいたところでございます。

2 ページ目に移っていただきまして、昨年度のモニタリングの際に、実はこの有識者会議のほうから幾つか今後のモニタリングに向けた提言をいただいております。最も重要なのは、下の部分に書いてございますけれども、プラットフォーム事業者がアカウントを取得していない利用者ですとか、ログインしていない利用者、すなわち、ログアウトしている利用者からも利用者情報を取得しているわけですが、そういったこと。または第三者、もしくは第三者のウェブサイトを通じても情報を取得していると、こういったことについてもしっかり利用者保護の観点から対応を行うべき点がないかについて検討を行う必要があるという形で、多少深掘りした御提言をいただいております。今年度モニタリングはこれを踏まえたものとなっているところでございます。

3 ページ目に移っていただきまして、具体的な今年度の確認項目でございますけれども、デジタル広告市場の競争評価との関係では、確認項目といたしましては、左側の赤枠の中、大きく1から4の項目がございます。同じ表の中央の欄でございますけれども、先ほど御

紹介しました提言を反映いたしまして、ヒアリングの観点ということで特に焦点を当てる内容について記載させていただいているところでございます。

4 ページ以下、具体的な確認結果につきまして御報告させていただきます。まず、このページ、確認項目 1. 取得する情報の内容、取得・使用の条件の開示でございますけれども、この観点を 2 つに分けまして、そのうちの 1 つ目でございますが、先ほど申し上げましたログインの有無ですとか、アカウントを持っているか持っていないかによって実は利用者に対する説明の水準が違ってきたりしないかと。特にログインしていない、アカウントを持っていない利用者に対して適切な説明がなされているかという観点からのモニタリングでございます。資料上は便宜的に確認項目 1－①とさせていただいているものでございます。

このモニタリング結果を御覧いただければと思いますけれども、まず 1 点目でございます。1 ポツですね。ログインの有無やアカウント保有の有無によって利用者に対する説明の水準に大きな差があるとは言えないという見立てであったわけですが、特にアカウントを持っていない人の情報の取得については、各社適切に説明を行っているか把握すべきであるという意見がその有識者会議の構成員の方からございまして、今後も実態把握の必要性があるとしております。

2 点目でございますが、プライバシーポリシーで、ログアウト利用者、またはアカウント非保有利用者に向けた説明を特記した形で記載していない事業者も存在してございます。やはり利用者利益の確保の観点から、プライバシーポリシーの記載の明確化を求めていくことが望ましいとしております。

3 点目でございますが、このプライバシーポリシーはやはり幅広い人に読んでいただく性質があるものといしまして、ログアウト利用者ですとかアカウントを持っていない利用者の方も含めて、このポリシーが利用者からどの程度読まれて、また実際理解されているかということについてもしっかり把握すべきであるという御意見をいただきましたので、この点についても今後の動向注視の対象としていく必要があるとしているところでございます。

2 ページほど飛ばしていただきまして、次、7 ページでございます。今度、確認項目 1－②となるわけですが、同じ確認項目でございますが、観点をえまして、利用者から直接取得するのではなくて、第三者や第三者の運営するウェブサイトを通じて利用者情報を取得・利用していることがあると。このことについて利用者に対する適切な説明

がなされているかという観点でございます。この第三者とか第三者のウェブサイトというのは、具体的に言いますと、例えばLINEやフーの場合、その他の企業のパートナー企業となっているケースが多いのですけれども、いわゆる広告分析ツールのようなものを提供している事業者などが含まれると我々としては想定してございますけれども、こういった場面における利用の実態についてのモニタリング結果でございます。

御覧いただければと思いますけれども、1ポツに書いてございますとおり、各社とも提携先の第三者が運営するサイト等から利用者情報を受け取ることについては、利用者からの同意取得、また利用者の説明を規約等で、その第三者たるパートナー企業に義務づけているということが確認できましたので、その点については一定の評価ができると考えてございますが、他方、プラットフォーム事業者が第三者による同意取得や説明が適切に実施されていることを把握しているかどうかということについては、今後よく実態を把握していく必要があるだろうとしてございます。

それに加えて、3ポツでございますけれども、プラットフォーム事業者がアカウントを持っていない人から広くデータを集める場合、そのことについて利用者に周知すべきとの意見がありますところ、これまではそのプラットフォーム事業者が第三者のウェブサイト等を通じて利用者の情報を取得・利用していることについては、自社のプライバシーポリシー等で明示的に確認してこなかったという実態がございますので、今後確認していく必要があるとさせていただいているところでございます。

2ページ飛ばしていただきまして、10ページに移らせていただければと思いますけれども、確認項目2でございます。ターゲティング広告を実施する旨及び事前の設定の機会、オプトアウトの機会の提供についての開示でございます。

これは、モニタリングの観点といたしましては、ログインの有無ですとか、アカウントを持っているか持っていないかといったことについて利用者に対する説明の水準に差異がないだろうか、特に非ログイン、非アカウント保有の利用者に対して適切に説明がなされているかということでございますが、モニタリング結果といたしましては、この1ポツ、各社とも、ターゲティング広告のオプトアウトの機会をログイン利用者に対して提供しておりますけれども、一部の社におきましては、ログイン利用者に対してオプトアウトの機会が設けられているにもかかわらず、アカウントを作成する際には、例えば同意を拒否する選択肢が設けられていないですとか、また、アカウントを持っていない利用者に対する周知、情報提供が十分でないといった指摘もございます。今後そういったことも含めた動

向の注視の必要性があるとしてございます。

続きまして11ページでございます。同じく、先ほどの確認項目2のモニタリング結果の2点目になりますけれども、中ほどでございますが、アカウント非保有利用者がターゲティング広告のオプトアウトの設定をする場合に、設定画面にいく導線、画面の遷移等が分かりにくいということで改善の必要性があるのではないかという意見が構成員の方からございまして、今後この点も動向注視の対象としてございます。

2ページ飛ばしていただきまして14ページ目、確認項目3に移らせていただきます。消費者がデータの取得・利用を拒否した場合、サービスを利用するオプションを提供する可否を開示しているかどうかということですが、三社とも、データの取得や利用を拒否した場合でもサービスは利用可能との回答でございまして、これはある意味当然と言えるかもしれませんが、他方、昨年のモニタリングにおきまして、広告以外の方法に利用されないのだろうか。削除されているのかどうかといった実態について確認が必要ではないかという内容にしてございまして、この点についてモニタリングを行ったわけですが、オプトアウトしても、その広告以外の用途に利用者情報が使用される場合があるということで、その実態については今後把握していく必要があるとしてございます。

最後、15ページ目でございますけれども、確認項目4でございます。データ・ポータビリティということで、各社ともデータ・ポータビリティの実施は可能でございます。他方、事業者によって、利活用される利用者情報につきましては、取得したデータだけではなくて、取得したデータをもとに事業者が生成する様々なデータがあるわけですが、こうした生成データについては、利用者がダウンロードしたり管理することができないという点について、改善の余地があるのではないかというような御指摘がございました。この点につきましては、今回、各社から生成データを利用者がダウンロードできるという回答は必ずしもなかったところでございますので、モニタリング結果としても、この点について動向注視していく必要があるとしてございます。

以上が確認項目1から4のモニタリング結果、大変駆け足でございますけれども、一言で申しますと、いずれも一定の評価ができるとした上で、今後動向を注視するとしていくところでございます。

16ページ目でございます。今後のモニタリングに向けてということですが、今回のモニタリングに参加いただいた構成員の方から幾つか御提言をいただいておりますので御紹介させていただければと思います。まず、冒頭申し上げましたガイドラインに基づきまし

て、デジタル広告分野に限らず、利用者情報の取扱いについて継続的にモニタリングを行っていくべきという御提言をいただきました。これは我々に対する宿題かと思ってございます。

さらには、最後のポツでございますけれども、上記のモニタリングを行うに当たりまして、利用者保護を確保する観点から、プライバシーポリシーをはじめとする利用者への情報提供について、特にアカウント非保有者に対してどの程度実施されているのか、また、利用者への理解がどの程度進んでいるかと、提供されているオプションなどの認知・利用がどの程度進んでいるかについて確認していく必要があるとしてございます。

これらの提言を踏まえまして、引き続き透明化法に係るモニタリングともしっかり連携させていただきながら、我々としてもモニタリングを行っていければと考えているところでございます。

総務省からの報告は以上でございます。

○岡田座長 ありがとうございます。それでは、デジタル広告分野の委員及びオブザーバーの皆様におかれまして、ただいまの総務省様からの報告を踏まえた上で御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃる場合には挙手機能でお知らせいただければと思います。

ございませんか。特に私のほうでは確認できませんが、大丈夫でしょうか。

伊永委員ですね。お願いします。

○伊永委員 ありがとうございます。まだ十分位置づけが理解できていないのですが、一番最初のスライドにありましたように、今回のモニタリング会合でのモニタリングという趣旨ではなくて、総務省が定期的にガイドラインに基づいて行われているモニタリングの取りまとめ結果というか、御報告をいただいたと理解しています。

連携しながらやっていくというのはとても重要なことかと思いますが、このたびのモニタリング会合での変更点、去年までとの違いなのですかけれども、法令に基づいて、根拠となる、必要であるといったときの何法に基づいて必要になるのかということを明示しながら、法律に基づく規定の適用なのだとすることを明示するようになってきていると思いますので、この点も踏まえて、何条に基づいて必要があると述べるのかということを明記されたら、より法律に基づいて遵守が促せるのではないかなと思いますので御参考にし

ていただけたらと思いました。

以上、コメントです。

○岡田座長 ありがとうございます。我々のモニタリング会合でも同様の対応を取っておりますところ、やはり外国の利用者、法令の根拠があるかないかということも強く意識される傾向があるのではないかと、こういう趣旨で、そういうことを明示されるのは大変よいことではないかということで、もし可能な範囲で御対応いただけるようであればお願いできればと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、このほかには特段御意見がないようですので、総務省様からの御報告は以上で終了とさせていただきます。

それでは、次の議題へ移りたいと思います。今年度の本会合の取りまとめに際しまして、まず事務局より取りまとめ案の概要及びその説明をお願いいたします。

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。御説明させていただきます。

まず初めに、意見・取りまとめにおける着眼点について御説明させていただきます。各論におきまして、これまで指定事業者における取組や利用事業者の声について記載しておりましたが、今回、新たに「問題の所在」というセクションと、根拠規定を記載するセクションを設けました。「問題の所在」のセクションにつきましては、デジタルプラットフォームを取り巻く様々な課題、例えば不正者対策やバリューチェーンの構造の複雑さなどの課題について議論の前提として記載させていただきました。

それから、根拠規定を記載するセクションにつきましては、指定事業者への指摘を検討する上で、法律、省令、それから告示における根拠規定を事務局が記載し、義務の明確化というものを行っております。

加えまして、利用事業者向け及び消費者向けアンケートを実施しておりまして、その調査結果につきましても掲載して、取引環境全体から見た際の各論の状況について記載してございます。

また、従来、各論におきまして指定事業者共通の課題も多く、共通の事項について中心に指摘してまいりましたけれども、本年度におきましては、各指定事業者様の取組の進捗に応じまして個別の指摘をさせていただいてございます。

それでは、資料に基づきまして、続きまして、先日来、委員・オブザーバーの皆様と御相談させていただいております各分野の評価に関する御提案につきまして、主立ったものを御説明させていただきます。3つのテーマ、提供条件の開示等の改善、審査の正確性の向上、不正行為への対応につきまして御紹介させていただければと思います。

まず、オンラインモールでございますけれども、51ページ目でございます。提供条件の改善につきましては、規約の参照を簡単とするために重要な規約の一覧を作成し公開するなどの取組が進みました。一方で、65ページでございますけれども、もうちょっと拡大していただいたほうがいいですね。

65ページの下段、売上金を留保する措置を指定事業者が行う際の利用事業者への通知に関しまして、その内容の見直しの必要性について指摘がございました。

続きまして、審査の正確性の向上の観点でございますけれども、83ページの上段でございます。利用事業者による規約の遵守状況、スコアリングして開示し、利用事業者における是正を促す取組が進みました。

一方で、83ページ下でございますけれども、違反している規約の解釈が必要な場合なども踏まえて、アカウント停止措置の通知文においては、十分な理由の記載が行われているかについての点検の必要性について指摘がございました。

不正行為の対応関係でございますけれども、109ページでございます。在庫転売などの対策状況や取締り状況の開示につきまして取組が進みましたけれども、110ページの真ん中、引き続き、取締り状況の報告を求める指摘や利用事業者からの取締り要請の状況の分析などを求める指摘もございました。

加えまして、128ページでございますけれども、先日プレスリリースいたしましたAmazonの競争力ある価格に関して公取委へ措置請求を行った件に関しましては、今年度の議論におきましても、若江委員の御質問を端緒としてやり取りもございました。また、Amazonから質問状に対する書面の回答も頂戴してございます。

透明化法の運用といたしましては、開示や体制整備に関する改善を促す観点から、今回の意見取りまとめにおきましても運用改善の必要性について指摘を行いつつ、並行いたしまして、独占禁止法違反につきましては公取委における適切な措置を求めたところでございます。

続きまして、アプリストア分野にまいりたいと思います。49ページ真ん中でございますけれども、開示内容などの改善につきましては、利用事業者からの問合せ件数の報告が新

たに行われたなど前進がございました。

一方で、49ページでございますけれども、複数のチャネルから寄せられる利用事業者の苦情を併せてカウントすることを求める指摘もございました。

それから審査関係でございますけれども、70ページでございます。審査担当者へのトレーニングや審査に必要な情報を、A I を用いて担当者に提示する取組や、64ページに戻っていただいて、真ん中下ですけれども、審査に落ちたアプリの問題の箇所に関するスクリーンショットを審査結果とともに通知する取組など、前進が見られたところでございます。

一方で、64ページ下のほうですけれども、誤ったアカウント停止措置を最小限にするよう求める指摘もございました。

それから、不正行為への対応でございますけれども、購入者からの不適切な返金要請に対して、既に故意などの、コンテンツを使用済みであると利用事業者側が通知し、また情報提供を行った際には十分な調査を行う必要があるとの指摘もございました。

続きましてデジタル広告分野にまいりたいと思います。まず6ページの上でございますけれども、提供条件の開示内容の改善につきましては、規約において違反事例のスクリーンショットを掲載することや、動画コンテンツで補足するなどの前進がございました。一方で、ユーザーからの声を踏まえた継続的な改善についての指摘がございました。

続いて審査関係でございますけれども、26ページ下段、広告審査基準に関するポリシーにおいて動画を用いるなど分かりやすく説明する取組が進みました。

一方で、29ページ真ん中ですけれども、広告枠の停止措置に当たっては、誤判定が最少化となるよう求める指摘がございました。

それから、不正行為の対応でございますけれども、44ページ下段から、なりすまし広告の審査につきましては、本人確認の運用の改善、それから、広告審査における人の目の活用必要性につきまして、委員・オブザーバーの方々より数々指摘、厳しく頂戴したところでございます。意見取りまとめにも指摘の記載をしてございます。

事務局からは以上でございます。

○岡田座長 ありがとうございます。それでは、本年の取りまとめ案に関しまして、今、御報告いただいたわけですが、委員・オブザーバーの皆様から。

○岩谷室長 座長、すみません。事前にいただいておりました御意見について、また資

料４に基づいて御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○岡田座長　その資料もありましたね。失礼しました。それでは、事務局から、事前に委員・オブザーバーから御意見を寄せていただいておりますけれども、その取りまとめの資料がございました。そちらの御紹介をお願いいたします。

○岩谷室長　ありがとうございます。資料４に基づいて御説明させていただきます。もう少し拡大していただいて。

ありがとうございます。簡単に上からでございますけれども、まず、岡田座長からは、デジタルプラットフォームから十分な情報が得られたと。コメントありがとうございます。また、質問状への回答、ボランティアでございますけれども、デジタルプラットフォーム提供者の皆様からしっかり御回答いただいたこと、ありがたいと考えてございます。次年度も継続的に運営改善をしてまいりたいと考えております。

それから２つ目、岡田座長の御指摘、消費者への裨益につきましては、「おわりに」の部分に記載させていただきました。

それから３つ目、語尾のところでございますけれども、まず、大臣評価に向けての提案という形のセクションの名前に変更させていただいて修正させていただき、さらにモニタリング会合の性質を踏まえまして、語尾につきましては、「評価すべきと考えられる」、また「一定程度評価すべきと考える」というような形に整理させていただきました。

それから、伊永委員からの御指摘でございますけれども、ヒアリングで初めて情報を出すのではなく、報告書にしっかり書き込むように。この点、今後の検討の参考にさせていただければと思います。

それからもう一つ、運営に関してでございますけれども、時間に限りのあるヒアリングという性質がございますので、テーマを絞って集中的に議論すること、ありがとうございます。この点につきましては、今後の運営の改善の参考とさせていただければと思います。

それから、百歩委員からのコメント、ありがとうございます。

それから、平山先生のコメントでございますけれども、こちらもありがとうございます。

それから、沢田オブからのコメントでございますけれども、運営改善に関する記載、こちらに関しては「おわりに」のところで運営改善に関するコメントを記載させていただいております。

それから、求めるべき、先ほど御説明した語尾の話、反映させていただきました。それから、解釈についてのガイドライン化。これは「おわりに」のところで、いただいた御意見、記載させていただいております。今後の検討の参考にさせていただければと思います。それからもう一つ、各社取組状況の表形式での整理、こちらも今後の検討とさせていただければと思います。ありがとうございます。

それから、若江委員の御意見でございますけれども、パーソナライズドプライシング、こちら、消費者向け開示の項目に追記させていただいております。

それから、平山委員の、売上金留保の理由に関して消費者への補填と説明している点につきまして、この点、いただいた御意見を脚注に追記させていただいております。

それから、沢田オブからのモールに関しての御意見、自社優遇の関係でございますけれども、こちら、会合での主な意見に追記させていただいております。それから、返品受入れルールに関しまして、こちらも会合での主な意見に掲載させていただいております。それから、売上金留保の楽天あんしんショッピングサービスの関係ですけれども、こちらも脚注において修文させていただきました。ありがとうございます。

それから、沢田オブ、条件変更に関して事前の開示の件の御指摘でございますけれども、会合での主な御意見に掲載させていただいております。それから、沢田オブ、利用者による故意に虚偽の申告をした可能性、こちらにつきましても、御意見踏まえ修文いたしまして、利用事業者側の事情についても追記させていただいております。

それから、補償の考えを示した場合に関する御懸念に関しての御指摘、これも会合での主な御意見に掲載させていただいております。それから、相談者に関して、自身に不都合な事実を相談機会に伝えないというような利用事業者に関するこちらの御指摘につきましても、会合の主な御意見に掲載させていただいております。

それから、万場オブの御指摘ですけれども、JADMAと情報交換を行っているというような記載、こちらに関しても会合での主な意見に掲載させていただいております。

続いて、相乗り出品の際のカタログ表記に誤りがある場合、こちらに関しても、御指摘追記させていただきました。

それから、和知オブの御指摘ですけれども、こちら、消費者の関係ですけれども、御意見踏まえ修正させていただきました。ありがとうございます。

それから、アプリストア分野ですけれども、高倉委員御指摘、手動シグナル、こちら、注釈に追記いたしました。

それから、武田委員、アプリストア手数料、団体協議、こちらも御指摘踏まえ修文させていただきます。

それから、平山委員御指摘の、3-1-1の項目の盛り込み方、こちらにつきましては、オンラインモールと書きぶりに差が生じる背景について追記させていただきました。

それから、免責条項についての平山委員の御指摘、こちらは今後の検討の参考にさせていただければと思います。

それから、若江委員のApp Review ガイドラインにつきましてはのセクション5-1-2に關しまして、こちらは合流しました旧規定であるApp Reviewガイドラインの3.2.2 (vi) について説明を追記させていただきました。

それから、岸原オブザーバーから頂戴している返金に関してのコメント2つでございますけれども、こちらに關しまして御指摘踏まえ修正させていただきました。ありがとうございます。

続きましてデジタル広告でございますけれども、岡田座長から頂戴しております他省庁の動き、他省庁との連携につきまして、「おわりに」のセクションを書かせていただいております。それから、透明化法の枠内で対応できない場合、こちらにつきましての対応につきましても、「おわりに」のところで記載させていただいております。

それから、高倉委員御指摘の、Metaに関しての報告書での非公開の部分の回答につきましては、その後、質問状の回答で関連する部分ございましたので、こちら、その旨追記させていただきました。

それから、百歩委員の国内管理人の役割、こちら、コメントありがとうございます。

それから、生貝委員、なりすまし広告対策、広告審査に人的リソースを割く件についての御指摘でございますけれども、御指摘踏まえて追記させていただきました。

それから、生貝委員の日本文化を理解しての対応、こちらも同様の趣旨で追記いたしました。

それから、国内管理人の権限強化、こちらに關しての御指摘につきましても、御指摘踏まえ追記させていただきました。ありがとうございます。

それから、善如委員の御指摘、広告の質関連でございますけれども、プラットフォーム事業者の実質的対応に終始していいのかという御指摘につきましては、御指摘踏まえて、各社の現在の取組状況をしっかり書かせていただくとともに、プラットフォーム提供者に期待される対応の方向性、こちらも新たに追記させていただきました。

それから、善如委員から頂戴しておりますデジタル広告の質については、メディア一体型と広告仲介型、分けて検討すべき、こちらも追記させていただきました。

それから、善如委員から頂戴しておりますアドフラウドを行う者の動機に関する点、こちらも脚注に追記させていただきました。

それから、増島委員、善如委員から頂戴しております広告の質の課題につきまして、行動につながるような指摘をということでございましたので、御指摘踏まえ、期待される対応の方向性について新たに追記させていただきました。

それから、増島委員から頂戴しているコメントでございますけれども、制度上、状況のアップデートを踏まえて総務省との役割分担に関して御指摘を頂戴いたしました。こちらについても「おわりに」の節に記載させていただきました。

それから、増島委員、広告の質が改善したのかという観点ございまして、先ほど申し上げたとおり追記させていただきましたけれども、加えて、今後、運営において、特に需要側、供給側それぞれについて解像度上げてちょっと見ていきたいと考えてございます。

それから、和久井委員御指摘の1点目、なりすまし問題の視点について消費者のほうまで視点を広げるというコメント、御指摘、こちらについて、消費者の声を拾うチャンネルについて御相談させていただければと思います。それから、ライバル企業含めて仲介型の自社優遇の関係、こちらの事実関係の確認、こちらにつきましてしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それから、和久井委員御指摘のなりすまし問題の箇所の母数の関係、これは追記させていただきました。

それから、家口オブザーバーからのなりすまし広告、人的リソースの関係、先ほど申し上げたとおり、追記させていただきました。

それから、小出オブザーバーの構成、ありがとうございます。感謝しております。

それから、第三者ツール接続審査の件でございますけれども、現在の取りまとめ案、しっかりと含めております。それから、CGRの関係ですけれども、こちらは追加の調査をしっかりとさせていただければと思っております。

それから、柳田オブから頂戴いたしました御意見につきまして、まず利用事業者の声については個別の状況をしっかり明らかにした上で、一部修文もさせていただきましたけれども、今後の検討の参考とさせていただければと思います。

それから、Metaの集計データの観点、利益相反の関係の御指摘の箇所、見直し、一部

削除させていただきました。それから、引き続いて手数料の関係、Tech Feeが不要、不当であるかのような誤解についての御指摘、こちらについても修文させていただきました。

それから、柳田オブザーバーから頂戴している中間の手数料を明らかにすることは難しい、市場全体の課題という点につきまして、同じく問題の所在につきまして加筆修正させていただきました。

それから用語の関係、広告料金といった用語、こちらも修正・追記させていただいております。それから、オーディエンス・データの関係、匿名化という言葉を使っておりますけれども、こちら、修正・削除させていただいております。

以上でございます。岡田先生、マイクをお戻しいたします。ありがとうございました。

○岡田座長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、またこれまでの議論を踏まえました上で、追加で御発言を希望される委員、オブザーバーがいらっしゃいましたら御発言いただければと思います。御発言の際は挙手機能でお知らせいただければと思います。

和知オブザーバー、お願いいたします。

○和知オブザーバー オブザーバーなのに最初に発言ということで申し訳ございません。どなたからも今のところなかったものですから、御用意してきたものをお話ししたいと思います。

まず、今日の資料4で、委員・オブザーバーからの意見の冒頭に、岡田座長からの御意見で、非常に丁寧にやっている、それから、よい取組であると評価されていらいいます。多数の資料や意見の取り込みをいただきまして、事務局の皆様、お疲れさまでした。今日の場合では個別のことの言及は控えまして、これから大臣評価に向けての全体的なことを3点ほど述べたいと思います。

1つは、今まで、プラットフォームと、それから利用事業者のコミュニケーションの面で改善意見をお伝えしてまいりました。これは昨年度の大臣評価を見まして、プラットフォーム側と、利用事業者間とのコミュニケーションに問題があると考え、その点の改善について意見を述べてきた次第です。

そのため、各社でB to Bセクションのノウハウの共有とか、それからスキルを向上してもらおうとか、有資格者を配置してもらおうとか、そういったことによる品質向上により、今

のようなことは解決できるものと考え御意見を申し上げてきました。

ところで、9月11日の第7回の会合で、資料2、Amazonジャパン合同会社の回答ということで、この11ページから添付資料の1、質問事項1.5.1-5への回答としまして、6月28日付第1回、最初のモニタリング会合、事務局からの1－1の資料に販売事業者様の声として掲載されている情報に関しまして事実誤認があると思われるというようなことで、例えば6年前に終了しているAmazonレンディングサービスというものについての苦情が一番最初に載っている。それについてAmazon側が、もうこれは終わったものですよという反論をしているというような記載がございました。

この資料にはその他20件の記載とその反論が載っていました。このように、6年前に終了しているサービスについての苦情が、大臣評価や、それから、先日の公正取引委員会への措置請求のベースになっている利用者の声になっていると思います。利用事業者からの苦情等を単に受け付けられるだけではなくて、その裏づけを取ったり、中に入っていて相互の歩み寄りを求めるようなことをされてはいかがかなと思いました（※事務局注 過去に終了しているサービスについての苦情は、大臣評価や公正取引委員会への措置請求の基になっている利用者の声ではないため、この段落のご発言については事実関係と異なる発言であったとの和知オブザーバーから訂正のご連絡がありました）。

例えば、いわゆる消費生活センターというのは、消費者安全法によって消費者と事業者との間に入って苦情相談やあっせんをするような機能を持っています。この法律はB to Bの領域ではありますけれども、これに近いようなものを設けるか、現状の窓口にこのような機能も付加することを検討されてはいかがでしょうか。それにより、より正確なエビデンスに基づいたこのモニタリング会合ができ、さらに良質な大臣評価につながるのではないかと考えております（※事務局注 経済産業省が運営する相談窓口はプラットフォーム提供者と利用事業者の間に入り、相談者である利用事業者の了解の下、プラットフォーム提供者と情報共有を行い、事実関係の確認や問題の解決に取り組んでおり、この段落のご発言については経済産業省が運営する相談窓口の実態を踏まえた発言ではなかったとの和知オブザーバーから訂正のご連絡がありました）。

すみません。続けてしまってよろしいでしょうか。

○岡田座長 どうぞお願いします。

○和知オブザーバー

2つ目です、ヒアリングを通じて一定数の不正な利用行為を行う利用事業者様がいることが分かってまいりました。不正な利用事業者のための対策が困難であり、また、手の内を明かすような開示等は難しいということも理解できます。一方では、不正ではない利用事業者には負担を強い、また透明化への支障となるような形になります。その結果、利用事業者やプラットフォーム側のコスト増、その他が消費者にはね返ってくると考えます。先の意見でも申し上げましたように、不正な利用事業者も混じっている可能性がある利用事業者の声をもとにするということは、このような懸念があるのかなと考えます（※事務局注 和知オブザーバーからは、上述の相談窓口の状況やとりまとめ意見（案）に掲載の利用事業者の声の内容を確認してのご発言ではなかったとの追加のご連絡がありました）。

今回のヒアリングを通じまして、オンラインモールの事業者様はきちんと対応しようという姿勢は見られるものと感じました。大臣評価で余り厳しい、ガチガチの対応をストレートに書いてしまいますと、せっかくのオンラインモールの事業者が創意工夫していろいろ実施している対応が生かされなくなってしまうということが心配です。その結果として、その先にある消費者の利益が損なわれることをぜひ避けていただくような表記をお願いしたいと考えております。（※事務局注 この段落の発言の趣旨は、プラットフォームが、これまでの大臣評価を受けて過去実施してきた取組みを評価すべき、とのものであり、本年度の意見とりまとめ（案）における特定の指摘事項を意図した発言ではなかったとの和知オブザーバーからの追加のご連絡がありました。）

3つ目です。委員・オブザーバーからの意見にも、何々を求める、何々する必要がある、高く評価できる、一定評価できるなどの語尾の書き分けの意味を整理してほしいという意見がございました。

私は個人情報保護法のスペシャリストでもあるのですが、そのガイドラインの冒頭には、用語についての明確な記載がございました。今回、いただいた御意見を踏まえ、語尾について整理をしましたと回答いただいております。

それで、「評価すべきと考えられる」、「一定程度評価すべきと考えられる」、「期待すべきと考えられる」、「求めるべきと考えられる」、「注視すべきと考えられる」と書き分けて整理していただいているのですが、例えば外国の方も会議に参加されていらっしゃる。そういった方にこの意図がちゃんと伝わるのかなということが心配です。

可能であれば、これらの語句についても説明を付加することはいかがでしょうか。国内

代理人も伝え方で困っているのではないかなと思いますし、ひいては、我々消費者や国民にも、この法律やこのモニタリング会合の理解の助けになるのではないかと考えます。

長くなりましてすみません。私からは以上です。

○岡田座長 ありがとうございました。今、大臣評価のあり方に関わる話もありましたが、もし続けて質問ないようでしたら、事務局で、今クイックレスポンス可能なことがありましたら。

○岩谷室長 ありがとうございます。1点目頂戴したところ、しっかり裏づけを取って利用事業者の声について検討すべきということ、そうですね。今でも、相談窓口、しっかりと利用事業者の方の事情をお伺いしているところでございますけれども、御指摘踏まえて一層の改善に努めてまいりたいと思います。

それから、2点目のところ、インセンティブのお話、しっかりとそちらも踏まえて大臣評価の案についてはつくってまいりたいと思います。

それから、語尾の関係でございますけれども、こちら、大臣評価につきまして英訳もつくっていく予定でございますので、その辺りで表現ぶりはしっかりと用語を選んでつくっていければと考えてございます。

以上です。

○和知オブザーバー ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございます。その他追加でほかの委員・オブザーバーの方から御意見ございますでしょうか。

○沢田オブザーバー すみません。システム上、手を挙げるができなかったのですが、和久井先生の後で結構です、発言させてください。沢田です。

○岡田座長 分かりました。では、和久井先生、沢田オブザーバーの順番で御発言をお願いします。

○和久井委員 ありがとうございます。申し訳ありません。沢田様、先でよかったような気がするのですけれども。

○岡田座長 今ちょっと順番確認できなかったのですが、どうぞ、和久井先生から御発言ください。

○和久井委員 申し訳ありません。順番って多分一番最後がいいようなことを申し上げるので申し訳ないのですけれども、では、御指名いただきましたので申し上げたいと思います。

今回のモニタリングで出す大臣評価の域を超えているかもしれないのですけれども、さきに総務省様から御報告いただきまして、聞きながら思っていたこととして、第一に、第5条の第2項の第5ですかね、一般利用者に対する開示というのも、透明化法上の義務として義務づけられているということをまずは確認しておきたかったなと思ったのですけれども、それとの関係で、この部分についてどれぐらい透明化法上の様々な指針とかガイドラインが作り込まれているかということを確認してみると、結構あるなというか、指針のほうで、商品と提供利用者との取引関係における相互理解の促進を図るために構すべき措置についての指針に、これは商品等提供利用者向けの指針になっているのですけれども、内容を見ると一般利用者に対する情報もこのように提示すべきであるということが書いてあるなと思ひまして、それをあえて発言しておきたかったなということ。

あと、指針の名前、この辺りがちょっと大臣評価を超えているなという部分なのですから、せっかくだから、一般利用者との間における情報の開示もここの指針で書いてあるのだよということを明示しておくような名前にしてもいいのかなあと思ったということが1つ。

あと最後に、これが本当に大きな課題になってしまうかもしれないのですが、総務省が報告してくださった問題の中にいろんな深刻な問題が入っているなと思ったのですけれども、第三者提供もそうですし、プロファイリングの問題もそうですし、あと、開示されただけでいいのかという、理解、本当にできているのかという問題も向こうのほうではモニタリングされているなと思ひまして、向こうがやっていらっしゃるからこっちはしなくていいと考えるのか、いや、それは公的、どう見たって合理的に考えたらこっちだって問題にすべきことなのだから、こっちもそういうのを追求していこうよと考えるべきなのか、

どちらがいいのかなあと思って拝見しておりました。私は、どちらかというところ、こっちでも同じようなこと、しっかりしていったらいいのではないかなあと思ったのですけれども、そんなことも今後の課題になってくるかなあという感想を持ちました。

以上です。ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございます。その点は事務局のほうでも、来年度に向けてということになるかもしれませんが、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

○岩谷室長 承知いたしました。

○岡田座長 それでは、沢田オブザーバー、続けてお願いいたします。

○沢田オブザーバー ありがとうございます。私は随分いろんな修正意見を申し上げてしまったのですが、反映いただきましてありがとうございました。もうこれ以上修正のお願いはないのですが、1点だけ、次年度以降への期待という点でコメントさせていただきたいと思いました。

先ほどの和知オブザーバーのお話3点とも賛成ですので、同じような内容になってしまいうところもあるかと思います。私は、モール分野を主に見させていただきましたけれども、透明化法で一番重要なのは、特にモール分野については7条の相互理解の促進という点だと思っております。その7条の第3項第3号で、指針に定める事項として、苦情処理体制の整備というのも定められていますが、それよりも重要なのは5号かなと。つまり、利用事業者の事情を考慮するという点ですね。

それに関して、指針でももう少し細かく書かれているのですが、苦情とか相談とか問合せとかいろんな形で挙がってくる利用事業者の声を運営改善に役立てるということについて、今年度、経産省も特定デジタルプラットフォームの側も随分頑張っていたとは伺っているのですけれども、さらに次年度以降、より突っ込んだ検討がされるとよいというのが期待です。

大臣評価ですので、法律どおりにやっているかどうかの問題で、やっていないから取り締まるというのは当然なのですけれども、それだけではなくて、先ほど和久井先生からもありましたが、消費者を含む各ステークホルダーの利益に目配りをした上で、マーケット

全体の発展につながるような建設的な検討を期待したいということだけ申し上げて終わりたいと思います。

お取りまとめ、誠にお疲れさまでございました。ありがとうございました。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ほかの委員、オブザーバーの方。

伊永委員ですね。お願いします。

○伊永委員 ありがとうございます。せっかくですのでということで私も発言させていただきますが、内容的に、要望であるとか、ここがまずかったというところがちょっと分量的にも多くなっている一方で、本年度新たに改善された点というのもありましたので、改善された点に関しては、もう少しこも目立つような形で、この改善はよかったということが分かるようにされると、モニタリングというのが任意に基づくものでもありますので、事業者のやる気も上がるかなという点がありますので、よかった点、悪かった点というのがメリハリ効いた形で示せるとより訴求力もあるかなと感じました。

いい点も重要だということで、私からコメントだけです。

○岡田座長 ありがとうございます。そうですね。会合の趣旨としては、よい取組は積極的に評価してという、そういうことも事例含めて取り上げていこうということは当初から考えられていたことかなと思いますので、そのようなことも御配慮いただければと思います。

若江さん、手挙がりました？

○若江委員 すみません。大したものではないのですけれども、コメントで。

私、岡田先生と和久井先生がおっしゃっていた消費者に対する、モニタリングすることについてちょっと賛成だなというのを一応言っておきたいなと思ひまして、広告プラットフォームについては、今も一定程度できていますけれども、特にモールとアプリのほうについては、その部分をフォローするような組織がどこにもなくて、一応DPF、消費者保護法ありますけれども、あれはちょっとまた違う観点のものだと思いますので、消費者への情報の開示ということをしかりさせるということは、利用事業者の利益にも資することだと思いますし、もしやるとすればこのところなのではないかなと思っていましたの

で、一言だけ。

以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。そうですね。きっかけは広告の質とかが念頭にあってというようなこともあったかもしれませんが、当然、モールやアプリにも広がる共通の話、課題であると思います。ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

百歩委員、手が挙がっていますよね。お願いします。

○百歩委員 すみません。後からで。私も、今後の会合についてというところでのコメントになるのですが、今回の皆様からの意見を見ると、やはり国内管理人の権限についてのところのコメントも多かったかなと思っております。ですので、来期、もし可能であればということですが、国内管理人の方に何か直接ヒアリングするような場というのですかね、実際動く中で、何かやりにくさであったり、課題で感じられていることとか、そういうのをもし聞ける機会があるといいのかなと思いましたので、それができるかどうかはまた別かとは思いますが、あくまでも意見としてお伝えさせていただきます。

以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。ほかには手は挙がっておりませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、皆様、大変いろいろ御意見頂戴いたしました。大変ありがとうございました。また、取りまとめに対する資料4にもいろいろ多様な御意見を頂戴しておりますところですが、いろいろ追加で今日いただいた御意見もありますが、配慮できるところは御配慮いただいて、最終報告案、また大臣評価へとつなげていく取組を事務局にお願いいたしたいと思いますが、具体的にどこどこを今修正というのはちょっと言いにくいかもしれませんが、その部分も含めまして、今後は座長の私に御一任いただいて、最終案取りまとめということで進めてまいりたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか、皆様。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、座長に御一任をいただけたということで、今後公表に向けて進めさせていただければと思います。皆様、事前のやり取りも含めまして、大変長時間皆さん御協力いただきました。大変有益な今年度取組ができたのではないかと考えておりますし、また、事務局の皆様も、事業者との間のやり取り、大変だったのではないかと想像いたしますが、大変実りのある貴重な成果を上げられたものと思います。大変ありがとうございました。

モニタリングレビューのプロセスは来年度も継続していくものであります。デジタルプラットフォーム事業者の皆様には、今回の取りまとめも踏まえまして、今日出た御意見もいろいろありましたが、ぜひ運営改善に御協力を今後ともいただければと思います。

また、委員・オブザーバーの各位におかれましても、来年度に向けて、いただいた御意見をまた踏まえて改善に努めてまいりたいと思いますので、ぜひ今後とも御協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局よろしいですか。特に今ありませんかね。

○岩谷室長 はい、大丈夫です。

○岡田座長 それでは、最後に、商務情報政策局、野原局長から御挨拶をいただけますでしょうか。

○野原局長 商務情報政策局長の野原でございます。

委員・オブザーバーの先生方におかれましては、大変お忙しい中、今年の6月28日から本日まで10回にわたりまして本会合に御参加いただきました。それぞれ専門的な知見に基づきまして多様な視点から議論を重ねていただきました。厚く御礼申し上げます。

まず、3回目のモニタリングとなりましたオンラインモール分野、アプリストア分野でございますが、2回の大臣評価を経て、特定プラットフォーム提供者の対応に一定の改善が見られております。オンラインモール分野におきましては、今年度、例えば無在庫転売への不十分な取締りに関して、取締り実績の報告、それから、販売手数料の不明瞭な決定プロセスに関して開示内容の改善などの前進が見られました。

他方、無在庫転売の取締り要請の数、それから対応状況等の報告の必要性、利用事業者からの苦情を踏まえた提供条件の開示の改善を適切に行う体制の構築、整備の必要性など

につきまして、委員の皆様から御指摘を頂戴いたしました。

次にアプリストア分野につきましては、例えばアプリの審査のばらつきに関しまして、アプリ審査の担当者へのトレーニング、審査に必要な情報を抽出するAIツールの活用、アカウント停止に関して、アプリ審査で問題のあった箇所の写真の審査結果の通知分野の掲載などの前進が見られました。

他方、アプリ審査の担当者によるばらつきの一層の改善の必要性、それから、アカウント停止の実施に当たって慎重な判断を行う必要性などについて皆様より御指摘を頂戴いたしました。

また、昨年に引き続き2度目のモニタリングとなりましたデジタル広告分野につきましては、今年度社会問題となりましたなりすまし広告へのプラットフォーム提供者の対応につきまして、広告主の本人確認等のプロセスの改善について厳しい御指摘を頂戴いたしました。

透明化法の施行から3年が経過いたしまして、透明性、公正性の観点からデジタルプラットフォームの取引環境について一定の改善が見られるところではございますが、デジタルプラットフォーム提供者によって運営改善の進捗状況にばらつきがあるということも確かでございますし、なりすまし広告など新たな問題も出てきているというところでございます。

経済産業省といたしましては、皆様方からいただいた御指摘を踏まえて、大臣評価によってプラットフォーム提供者における自主的な運営改善を促しつつ、速やかな是正が必要な事項につきましては勧告を行いましたし、直近ではAmazonに関して公正取引委員会に措置請求を行ったところでございますが、このような必要な措置を順次実施してまいりたいと考えております。

本日の先ほどの御議論で、和久井先生、それから若江委員から消費者向けの、一般利用者向けの開示についても、指針の名称、あるいはフォローアップについて検討してはどうかという御指摘がありました。それから、百歩委員から、国内管理人からヒアリングしたらどうかという御提案もございました。それから、伊永委員から改善点をもっと強調したほうがいいと、メリハリ効かせたほうが訴求力高まるという御指摘もございました。それぞれ検討したいと考えております。

3年後見直しの年でもございますので、政省令、指針等についても改正が必要なものは改正を検討してまいりたいと思います。法改後の取りまとめ・意見を踏まえまして、今後

経産大臣の評価案を作成・公表し、パブリックコメントを募ることとしているところです。
この結果を踏まえて、年明けに最終的な評価を取りまとめ、公表する予定でございます。

委員・オブザーバーの先生方におかれましては、引き続きの御指導、御鞭撻、御協力、
御高見のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○岡田座長 ありがとうございました。

それでは、以上で議事は終了しましたが、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○岩谷室長 ありがとうございます。委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、
本日まで多大なる御尽力をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様に御確認いただいた後公表する
ことを予定しております。また、会合意見取りまとめにつきましては、岡田座長と御相談
の上、(案)の取れたものを公表させていただく予定でございます。公表日時につきまして
は、決まり次第御連絡申し上げます。

以上です。

○岡田座長 それでは、以上をもちまして本日の議事はこれにて終了とさせていただきます
ます。本日もですが、大変お忙しい中お集まりいただきまして活発な御意見を頂戴しまし
てありがとうございました。

――了――